

落穂会発番 53 号  
平成 30 年 8 月 20 日

社会福祉法人 落穂会  
理事長 水流 純大



グループホームあさひが丘新築工事請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札  
について

(公告)

グループホームあさひが丘新築工事請負契約に係る事後審査型制限付き一般競争入札を  
下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を、当法人経理規則により  
公告します。

記

1 入札に付する工事名等

- (1) 工事名 グループホームあさひが丘新築工事
- (2) 工事場所 鹿児島市岡之原町 1096-1 他
- (3) 完成期限 平成 31 年 3 月 31 日
- (4) 工事概要
  - ア 用途 グループホーム
  - イ 構造等 木造 平家建て
  - ウ 延床面積 555.69 m<sup>2</sup>

2 入札に参加する者の必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者  
であること。
- (2) 本工事の公告の日現在において、鹿児島県内に本店を有している者であること。
- (3) 平成 29・30 年度鹿児島県土木部の「鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱」  
第 2 条第 1 項に規定する資格審査において、建築一式工事にかかる県建設工事入  
札参加資格が「A 級」であること。
- (4) 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書を提出し、受付されていること。

- ・ 書類配布先及び提出先：有限会社千匠設計
  - ・ 住所：〒890-0055 鹿児島市上荒田町 7-5-405
  - ・ 電話：099-255-7020
  - ・ 申込書様式受領方法：有限会社千匠設計宛てに空メール配信し、返信する
  - ・ 配信先：[sen@tsm.bbq.jp](mailto:sen@tsm.bbq.jp)
  - ・ 提出方法：郵送または持参 平成 30 年 8 月 31 日まで必着
  - ・ 受付：有限会社千匠設計にて受付印を捺印した時点で入札参加資格を得たものとする。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、建設工事業の許可を受けてから営業年数が 5 年以上であること。
  - (6) 建設工事業につき特定建設業の許可を有していること。
  - (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
  - (8) 本工事の公告の日の属する月の前月の初日から入札日までの間において、「鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けていないこと
  - (9) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 3 条の暴力団排除措置等の対象となる法人等に該当しないこと
  - (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に受けた建設業法に基づく経営規模等評価の結果通知書を有し、かつ更生計画又は再生計画が許可された者を除く。）ではないこと。
  - (11) 平成 20 年度以降に単独の代表者として木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の平家建て以上で、かつ延床面積 500 ㎡以上の建築一式工事の新築、及び増築工事实績を有していること。
  - (12) 平成 20 年度以降に (11) に規定する工事と同規模以上の施工経験を有し、かつ、本公告の日現在において、監理技術者資格証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して 3 月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

### 3 設計図等の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本工事の図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、平成 30 年 8 月 20 日（月曜日）から平成 30 年 8 月 31 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、有限会社千匠設計において配布する。配布先住所・連絡先等は、2（4）を参照

- (2) 配布時間  
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）
- (3) 設計図等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した書面、データを電子メールにて送信しなければならない。
  - ア 受付期間  
平成 30 年 9 月 4 日（火曜日）午後 5 時まで
  - イ 受付電子メール  
[sen@tsm.bbq.jp](mailto:sen@tsm.bbq.jp)
- (4) (3) に対する回答は、平成 30 年 9 月 7 日（金曜日）中に全員へ電子メールにて送信する。（電子メールを受信した者は、受信が完了し、回答書の内容を閲覧した旨を返信する事。）

4 現場説明会  
実施しない。

5 入札日時及び場所等

- (1) 日時 平成 30 年 9 月 18 日（火曜日） 午前 10 時 30 分から
- (2) 場所 社会福祉法人 落穂会 あさひが丘学園 2 階会議室  
〒891-1206 鹿児島市皆与志町 2503 番地  
TEL 099-238-4821
- (3) 入札参加者は入札執行の際、受付捺印済みの事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書を契約担当職員に提示しなければならない。

6 入札方法

- (1) 電報、郵送及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は免除とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 低入札調査基準価格

設定しない。

10 開札の日時及び場所等

開札は、5に掲げる日時及び場所において行う。

11 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する者は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者の入札

イ 委任状を持参しない代理人の行った入札

ウ 記名押印のない入札書または記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク その他の入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札決定において同価入札した者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

12 入札参加資格確認審査及び落札者の決定方法

(1) 入札終了後、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし通知する。

(2) 落札候補者の通知を受けた者は、13(1)の定めにより入札参加資格申請書等を提出する。

(3) 提出された入札参加資格申請書等により入札参加資格を満たしていることを確認した後に、落札決定を行う。

(4) (3)において入札参加資格を満たしていないと認めたときは、次に低い価格の入札者について、(1)から(3)までの手続きを繰り返し、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行う。

- (5) 落札者の決定は、入札参加資格確認申請書等の提出があった日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に行う。
- (6) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めるときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

13 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 落札候補者は、落札候補者とする旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に社会福祉法人 落穂会に対して、次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - ア 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
  - イ 名称等調書
  - ウ 施工実績調書
  - エ 専任配置予定の技術者等調書
  - オ 登録通知書（写し）
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。

14 入札参加資格を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格を満たしていないと認められた者は、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、社会福祉法人 落穂会に対して書面により当該理由について説明を求めることができる。
- (2) 社会福祉法人 落穂会は、(1)の求めがあったときは、当該書面を受け取った日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

15 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に仮契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

16 理事会の議決等

- (1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と仮契約を結び、理事会の議決を得た時に当該仮契約を本契約とみなすものとする。

- (2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本法人は当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本法人は、一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- ア 不正又は不誠実な行為があったと明らかになり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。
- イ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

17 問い合わせ先

〒891-1201 鹿児島市岡之原町 1392 番地

社会福祉法人 落穂会 地域支援センターあさひが丘

担当：経理課長 藤元 祐

TEL：099-243-1112

FAX：099-243-1070